

川島町立小学校規模適正化基本方針(修正版)概要

平成 28 年 1 月 21 日
川島町教育委員会決定

1 修正の趣旨

未就学児及び小中学校の保護者並びに地域住民を対象とした基本方針の説明会での意見等や、学校規模適正化に関するアンケート調査の分析結果に基づき、基本方針の一部を修正するものである。

2 クラス数の適正な規模

基本方針では、「1 学年あたりの学級数は複数、全学年の学級数は 12～18 学級とする」としていたが、本町における地域の実情を鑑み、適正規模の基準は「1 学年単学級であっても学級運営に支障のない程度の児童数が確保できること」とした。 ※学校教育法施行規則第 41 条による

3 学校規模適正化の対象校と推進方策

- ・対象校 三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校
- ・方針方策 「統合」という方策を採る。
小中一貫教育を目指して、段階的に 2 校に統合する。
統合小学校は既存校を活用する。
統合単位は「三保谷小学校と出丸小学校」ならびに「八ッ保小学校と小見野小学校」とする。
- ・設置場所 統合小学校の設置場所は、児童の通学にかかる距離・時間、学校と放課後学童クラブとの連携・交流などに配慮する他、中学校との連携・交流にも配慮して決定するものとする。

4 小中一貫教育の推進

統合後は、中学校との連携、交流を深め、小中一貫教育の推進に向けた研究を行う。
小中一貫型小・中学校の開校を目指す。

5 適正化に伴う教育環境整備

- ・スクールバスの使用を含めて通学路の安全確保を図る。
- ・施設面や設備面の改善と教材教具の充実を図る。
- ・児童の心の支援に対応するため、教員の加配や相談員等の配置を行う。

6 学校の統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

基本方針の説明会での意見等、学校規模適正化に関するアンケート調査の結果、地元の要望等も踏まえて、具体的な施設の利用方法を明示できるよう早急な取組みを行う。

7 学校の統合に向けた具体的な進め方

保護者や住民の方々のご理解や、子どもたちや保護者の方々の不安感の軽減、統合にかかる準備作業にかかる時間を考慮し、平成 30 年 4 月の統合校開校を目途とする。

8 結びに

中山小や伊草小も含め町全体として小学校の学校規模を検討していくことや、中学校の学校規模についても検討していく必要がある。

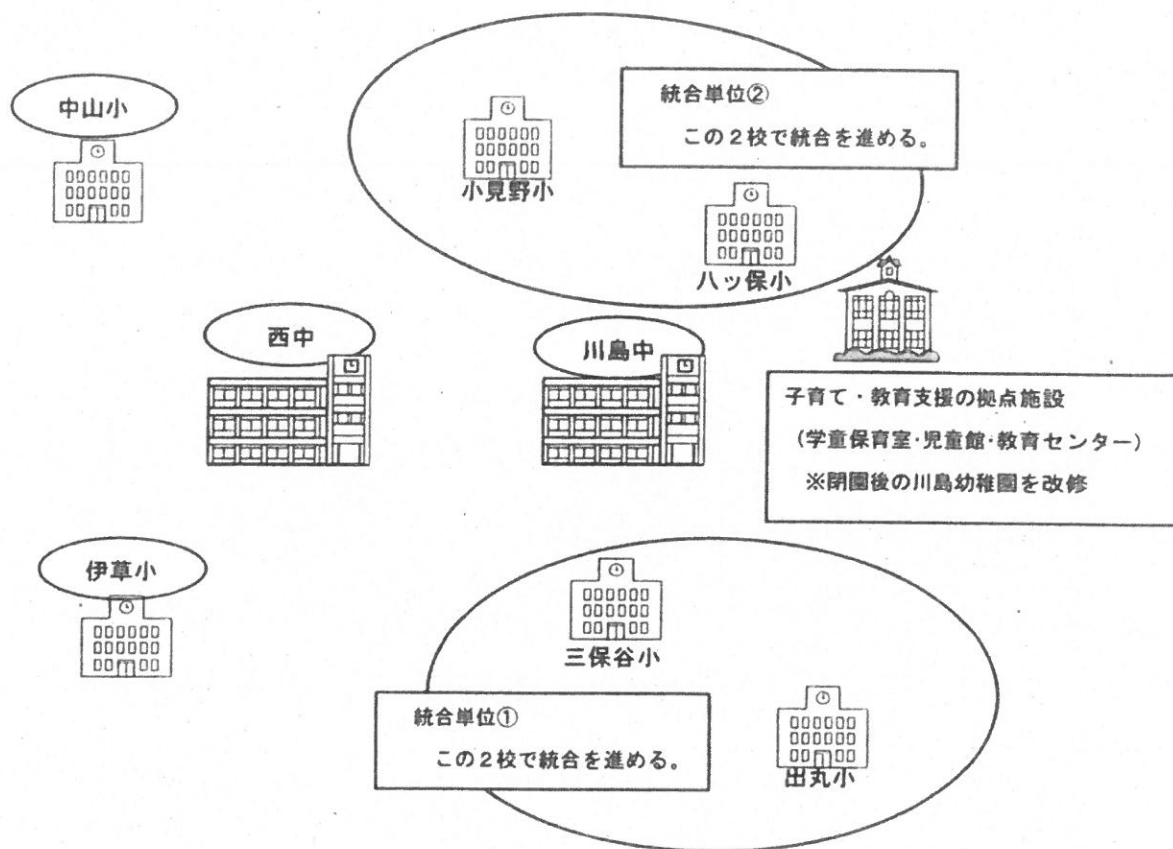
川島町立小学校規模適正化基本方針(修正版)イメージ図

平成 28 年 1 月 21 日 川島町教育委員会決定

つぎのように小学校の規模適正化を進めていくものとする。(ステップ①→②)

ステップ①【小規模小学校の統廃合(統合小学校の開校)】

平成 30 年 4 月 (目途)



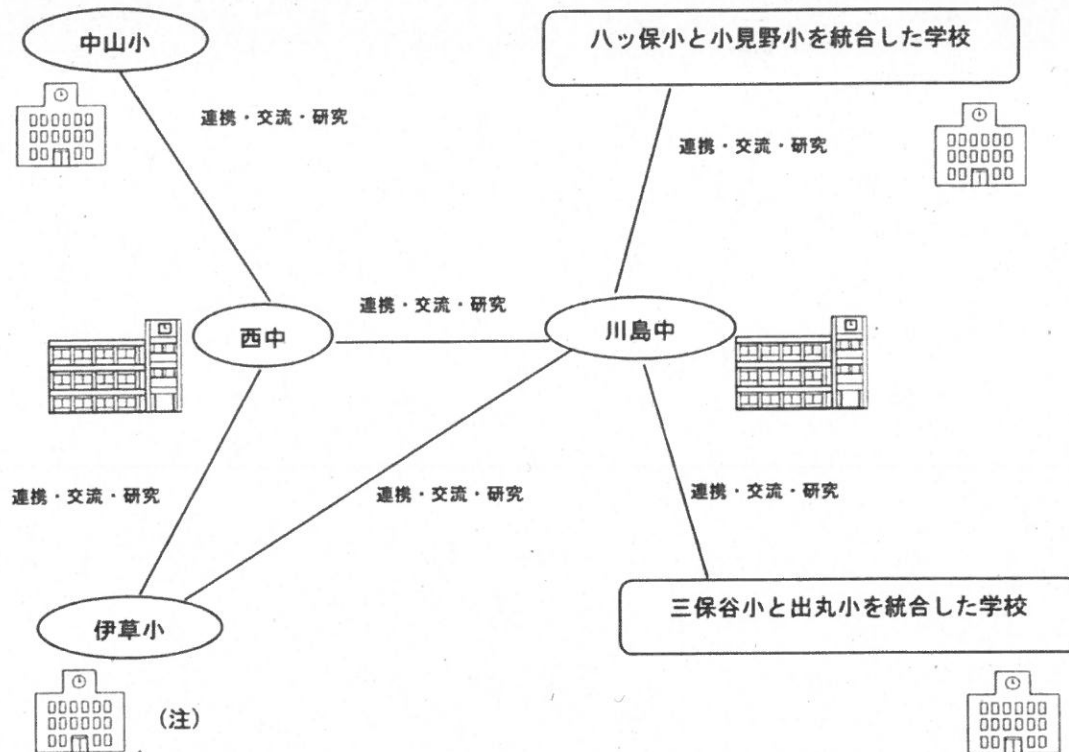
《説明》

小学校規模適正化基本方針では、統合対象校とされる4小学校(三保谷・出丸・ハッ保・小見野)を廃し、このうちいずれかの学校に新設校を設置するとされているが、アンケート調査の結果並びに説明会での質問・意見等を考慮し、基本方針を一部修正して、つぎのとおり統廃合を進める。

1. 段階的に2校ずつで統合を進める。
2. 統合単位としては、「三保谷小学校と出丸小学校」、「ハッ保小学校と小見野小学校」とする。
3. 統合校の位置の決定については、中学校との小中一貫教育の効率的、効果的な推進の観点や、また、子育て・教育支援の拠点施設との連携・交流に配慮するものとする。
4. 統合小学校の開校時期は、平成30年4月を目途とする。
5. 小学校の統廃合は、小中一貫教育推進に向けたステップと位置付ける。

ステップ②【小中一貫教育推進に向けた連携、交流、研究】

平成30年度～34年度（目途）



《説明》

小中一貫教育を推進すべく川島中学校と2校の統合小学校、ならびに西中学校と中山小学校、伊草小学校との間で、連携、交流、研究を行う。

川島中学校と西中学校の間で、部活動の合同実施などで連携・交流を行う。

(注)

現在の中学校の通学区域では、伊草小学校の卒業生が川島中学校と西中学校に分かれて進学していることから、小中一貫型小・中学校の開校に向け、通学区域の見直しを図る。